

町民課だより

お知らせ 児童手当現況届の提出について

現在児童手当を受給されている方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。届書は町民課、吾北・本川総合支所にあります。

必要なもの
印鑑
健康保険証又は、年金加入証明書（保護者の方の分）
所得・課税証明書（平成20年1月2日以降に転入された方）

注意事項
○現況届の提出をされない場合は、6月分以降の手当が支給できません。
○昨年度却下になった方も新たに認定請求書の提出を行ってください。

受付期間
6月17日(火)～30日(月)
(ただし土・日曜日を除く。)

お知らせ ひとり親家庭医療費受給者証の更新について

毎年6月はひとり親家庭医療費受給者証の更新時期です。

療費受給者証の更新時期です。現在お持ちの受給者証は、有効期限が6月末日となっておりますので、更新の手続きをお願いします。

また、昨年却下になった方も非課税世帯であれば対象となりますので、申請をしてください。

対象者

18歳未満の児童がいる、ひとり親世帯又は、それに準ずると認められる世帯
平成20年度(19年分)に所得税が課税されていないこと。

申請に必要なもの
印鑑
健康保険証(全員)
所得課税証明書
(平成20年1月2日以降に転入された方)

受付期間

6月2日(月)～23日(月)
(ただし土・日曜日を除く。)

お知らせ 障害医療費受給者証の更新について

毎年6月は障害医療費受給者証の更新時期です。

対象者

身体障害者手帳1級～3級

又は、療育手帳A1～B1の認定を受けている方。
平成20年度町民税非課税世帯又は、本人所得200万円以下等の所得制限があります。

申請に必要なもの
印鑑
健康保険証
障害者手帳又は、療育手帳

受付期間

6月2日(月)～23日(月)
(ただし土・日曜日を除く。)

申請、問い合わせ

町民課
☎ 893-11117
吾北総合支所住民課
☎ 867-2300
本川総合支所住民課
☎ 869-2112

国民年金だより

希望の月から納付書で前納できます

国民年金保険料を納付書により納付する場合は、ご希望の月から平成21年3月分までの間を前納することができます。

(例)

20年6月分から納付書で前納すると

納すると

142,000円

(6月から3月まで)

(毎月納付の場合) 144,100円

100円×月額14,410円×10か月)

月々納めた場合と比較すると、2,100円割引となります。

20年7月分から納付書で前納すると

128,010円

(7月から3月まで)

(毎月納付の場合) 129,690円

690円×月額14,410円×9か月)

月々納めた場合と比較すると、1,680円割引となります。

※前納を希望する月の月末が納付期限となります。(土・日・祝日の場合は翌営業日)

※過ぎてしまった月保険料をまとめて納付しても割引にはなりません。

ただし、前納をされる場合は、専用の納付書が必要になりますので、お近くの社会保険事務所までお気軽にご連絡ください。

前納の納付書を送付します。

お知らせ 国民年金には 付加年金があります

○付加年金は任意加入です。

前納する月	平成20年							平成21年		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	142,000円	128,010円	113,970円	99,890円	85,760円	71,580円	57,360円	43,090円	28,770円	14,410円
割引額	2,100円	1,680円	1,310円	980円	700円	470円	280円	140円	50円	0円

第一号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると、受給時に老齢基礎年金に付加年金が上乗せされて支払われます。

付加保険料は月額400円です。

付加年金の受給額は200円×付加保険料納付月数で計算されます。

例えば付加保険料を10年間納付した場合
付加保険料：400円×10年(120月)＝4,800円
付加年金額：200円×10年(120月)＝24,000円